



答申第548号
平成28年4月6日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、平成28年3月31日付け神保高介第6000号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「介護保険に係る事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則
第一号）第7条第4項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、以下の諸点について修正を加えること等を条件とした上で、妥当とする。
 - (1) 同一システムに複数の名称を用いているものについて、名称を統一すること。
 - (2) リスク対策として、離席の場合など長時間画面表示しないために、画面ロックによるクローズ処理を施すこと。
 - (3) 従業者に対する教育・啓発において、実施された研修の履歴を保存すること。
 - (4) リスク対策として、データの大量ダウンロードを監視する措置を講じることにについて、検討する必要がある。

- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。